

○栗原市指名競争入札における指名者の基準

平成17年4月1日

告示第134号

改正 平成18年5月31日告示第75号

(目的)

第1条 この告示は、栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号。以下「規則」という。）第8条第1項の規定に基づき、市が執行する建設工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名に関し必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(平18告示75・一部改正)

(指名の基準)

第2条 入札参加者の指名は、栗原市建設工事等の競争入札参加資格者を定める基準（平成17年栗原市告示第133号。以下「資格基準」という。）第3条第2項の規定に基づき行うものとする。

2 市長が必要と認める工事については、資格基準別表第1に定める区分の上位又は下位の等級に属する有資格者の中から指名することができる。ただし、当該有資格者の指名は、入札参加者の指名数に100分の45を乗じて得た数を超えない範囲で行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する工事については、前2項の規定にかかわらず施工能力、施工実績、信用度及び発注時期における受注状況を勘案して指名することができる。

- (1) 災害応急復旧工事及び水道応急復旧工事
- (2) 技術的に特殊な工事及びこれに係る工事
- (3) 技術的水準の維持を要する工事
- (4) 短期間で完成を要する工事
- (5) その他市長が必要と認める工事

(平18告示75・全改)

(入札参加者の指名)

第3条 前条により入札参加者を指名する場合は、次によるものとする。

(1) 次に該当する場合は、指名する要件として考慮すること。

ア 工事成績が特に優秀であると認められるとき。

イ 安全管理及び労働福祉の状況が優秀と認められるとき。

(2) 次に該当する場合は、指名しない要件として考慮すること。

ア 不誠実な行為が認められるとき。

イ 経営状況が不健全と認められるとき。

ウ 安全管理及び労働福祉の状況が不適切と認められるとき。

2 前項に掲げるもののほか、次の事項を総合的に勘案するものとする。

- ア 過去の工事实績
- イ 手持工事及び技術者の適正配置
- ウ 当該工事に対する地域特性及び技術的特性  
(指名数)

第4条 指名競争入札の指名数は、次のとおりとする。

- (1) 請負対象額 500万円未満 5以上
- (2) 請負対象額 500万円以上1,000万円未満 6以上
- (3) 請負対象額 1,000万円以上5,000万円未満 7以上
- (4) 請負対象額 5,000万円以上 8以上

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月31日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行する。